



Handwritten text in a vertical column on a lined page. The text is written in a cursive style and is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side. The page is framed by a red border. On the left margin, there are two vertical red lines with the characters '外' (outside) and '首' (head) written vertically.





第二章 スワルゼンベルグの政策

○(一) 普漏士及び制限的同盟 ○(二) スワルゼンベルグ及び
 一八四九年九月三十日の條約 ○(三) ドブリスト氏及び三
 王同盟 ○(四) エルフエール議會及びフランクフォール議
 會一八五〇年 ○(五) 丁抹問題及び倫敦會議 ○(六) 一八五
 〇年よ於ける墮普の葛藤 ○(七) オルモツツの退讓 ○
 (八) ドレスド會議及び歐洲の均勢(一八五〇年一八五一年)
 ○(九) フラクフォール議會及び及動政策 ○(十) 十二月二
 日及び「ゲリデター」及び其の結果 ○(十一) スワルゼンベルグ
 及び「ゾルグレイン」同盟問題(一八五一年一八五二年) ○(十二)
 丁抹相續權問題の落着倫敦條約(一八四九年一八五二年)

(一)

一八四九年の八月よ至るまで歐洲列國は専ら洪加利及び

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

ト 寄 省

意大利の戦は注意したりしが是より後ちその視線は更
轉して日耳曼に向へり蓋し日耳曼は於てはその聯邦組織
未だ成らずして奥國は終始普國の統一政策を對しその
紛争容易を決するの望あらざりしが故あり
普王フレデリック、ギーホルム四世は奥帝フランソアール
ゼフ及び露帝尼古拉士一世の兵のテースを抑留せられて
他を顧みざる暇あらざる乘して日耳曼諸邦を統制するの
志を果すふと能はざりしと雖ども之れが為め決して日耳
曼統一の企望を放棄したるはあらず故に王はその寵臣
ドゥイツツの言を容れ聯邦の諸君主を勧誘して自己の爲
めよその保有する主權を拋棄せしめ自己をその壘の首
長と戴かむるふとを得べしと思料し而して王が索遜及
びハノーヴルの二王と俱に容易く「三王條約」を訂結した

この一事は王をしてその事を成すの甚だ難からざるを
信ぜしめたり

右の條約は一八四九年五月二十六日訂結したる者よ
て訂約の三國間又同盟を結び「日耳曼の内部及び外部の安
全を維持し并に日耳曼各邦の独立自主を旨とし」聯邦各
自の權利と義務とは旧より之を保存し日耳曼聯邦中
猶ほ他よその同盟を加入せむと欲する者あるときは則ち
その許容するを得べく而してその同盟を加入したる國は
場合の如何に依り他の同盟國を對して軍事上又は外交上
の援助を仰ぐふとを得べしと定めその條約の有効期限は
一年間あるも若しその間日耳曼の新憲法を實施せざ
るときは更よその期を延ばすふとを得べく同盟を加入
したる諸國は各々その全權委員を選任し相合して行政會

ト
カ
省

議を組成し以て同盟全體の事務を處辦すと雖も軍事及び外交又關する最上の指令權は特ニ普國ニ屬すべき者ト同盟國の兵力は之を共通の用ニ供し場合は依りては合して一軍と為すべしを得べし且ツ同盟國は「日耳曼の爲め又新たる憲法及び選舉法を制定すべきを約し假りの仲裁々判所をエルフルールニ設置すべし」と定めたり
條約訂結後二日を経たるのち普國政府は之ニ添へてその日耳曼憲法の草案を公せしが該草案は定むる所ニ據るは普國の企圖したる「制限的同盟」は普王を以てその壘の首長とふし外交、軍事、陸海軍、關稅、鐵道、郵便、電信、貨幣、度量衡等の事務は總べて中央政府ニ於て之を管理し其の壘の首長は聯邦の諸君主若しくはその全權委員を以て組成したる內閣會議の輔佐を得て行政權を握攬

し立法權は上下兩院ニ分ちて之を行ひその上院（「スターテ」
ンハウス）の議員は半數は聯邦内の諸政府ニ於て之を選み
他の半數は地方議會ニ於て之を選み、下院（「ヴォルクス
ハウス」）の議員は複選法ニ由りて國民一般の選舉より出づ
べき者とし而して往々一八四九年の「フランクフルール
大議會」より發布したる「根本の權利」（佛國大革命の際の人
權告示と略ぼ相類したる者）は之を保障して侵すべしを得
べからずと為せり是ニ由りて之を觀るはその憲法の大部
は「フランクフルール」の議會ニ於て制定せる憲法ニ循據した
る者にして普王たる者專心唯だ自己の特權を保留せむべ
しとを力むる日耳曼の諸君主が喜びて此の憲法を採納すべ
しとするは是亦思はざるの甚しきあり
蓋し聯邦の諸君主中その國の地勢ニ由り終始普國の指令

を受くるを免れざる小君主に至りては之を強制して新憲法を採納せしむるはとより難きにあらず故に制限的同盟は數週間の後ち二十八國の加盟を得るに至れりと雖ども此等の小政府を合同するも纒かゞ日耳曼の十分一に過ぎずして之れが為め毫も普國政府の日耳曼に於ける勢力を加ふるに足らず普國果してその同盟の目的を達せむと欲せば宜しく更ニ第二等國即ち王國大公國等を誘ふて同盟に加入せしめざるべからず然るに此等の諸國は概ね普國に對して不快の感情を懷きバード大公の如きは當時普軍の為めその領土を占領せられたるの故に由り敢て面にあたり普王の意に戻らんと能はずと雖も普軍一たびその占領を撤するときは必ずや普王の拘制に甘むせずして自由の行動を事とせざるべからず若し夫れ北部

日耳曼は雄視するウエルテルンベルク王及びバグイエール王に至りてはその談判三月月日直る後ち斷然制限的同盟に加入するを拒絶したり(一八四九年九月)

(三)

是の時より方り墺國政府は意大利及び洪加利ノ勝利に由りて再びその勢力を挽回し而して露國も亦普國の制令の下に日耳曼統一の成るを欲せず墺國を助けて相偕に普王の政策に反對せむと欲す蓋し墺相スウエルゼンベルグの企圖する所は唯だ往日の日耳曼聯邦を再興し墺國はその領土の全部を以て聯邦に加入し聯邦議會に於て常に多数を制するに在り彼れ若し此の企圖を實行するを得ば「ハブスブルグ」家は日耳曼全部の勢力を挾みて東歐を壓し意大利を制し七百萬の大兵を擁して歐洲の中原に

菴み列國をして皆その足下又摺服せしむることを得べし」
墺國は右の方案を實行するが爲め極力普國の改策又及
對し而して當時普國の小弱なる固より之と其の力を角す
るは足らず且ツスワルゼンベルグは極めて巧慧なる方策
を按出し今猶ほ日耳曼帝國の總督たるジヤン大公ノ
職を罷め而して日耳曼の新憲法の制定せらるゝに至る
まで墺普の二國より各々二名の委員を選みて之を聯邦
の改權を托するの說を提出せり然るは墺國自ら大公の總
督職を罷めむとを求むるはその言甚だ公平又類するの
觀あるを以て普國政府は敢て之を反對を唱ふることを能は
ざるのみならず大公の總督職は元來フランクフォール
議會の創設する所な係り而して普國は始めより該議會の
主權を認めずして之を任はすは與かりて力を致したるを

以て理固より永く總督職を存せむとを主張する能は
ば故に普王フレデリックギョームは容易く墺國の提議
を容れて墺帝フランツァーヂョゼフと俱々一八四九年九
月三十日の條約を訂結し墺帝の意見は後して日耳曼の假
政府を組織し而してその假政府の存立期を一八五〇年五
月一日までとし必要の場合には更に其の期限を延長す
るを得べく墺普二國より選任したる委員は聯邦憲法即ち
一八一五年及び一八二〇年の法律は循由してその政務を
處理すべしと定めたり此の條約たる要するは墺國の一大
成功にしてその既ニジヤン大公の總督職を廢したるが
爲めフランクフォール議會の建議は係る者は總べてそ
の跡を収めその二名の委員を選任しが爲め又嘗てその
同盟より排除せられむとしたる聯邦に加入するを得て公

然非普國党の牛耳を執り徐ろも往時の聯邦法律を復立して自ら日耳曼の盟主たらしむることを期せり
九月三十日の條約は之を日耳曼諸國は示したるも絶へて之の異議を唱ふる者あらざりしかば乃ちその規定を實行して十二月二十日ジャン大公は墺普二國より選任せる四名の委員もその改權を引渡したり既して墺國政府がその外交も於て勝利を獲たるの結果は日耳曼全土於て齊しく普國の野心も抵抗するの勢を馴致し普王フレデリックギーオルムが牢固執くへからずと思料したる三王の合同は忽然として解體の端を啓きハノーヴル及び索遜政府は復た兵力の援助を普國に仰ぐに要しく一朝危急は場合も際するときは必ず墺國の援助を獲べきを信し制限的同盟も就きて猝つて異論を唱へ云ふその同盟も加入

したるは自餘の日耳曼諸國も亦皆之に加入するの條件ありしが故なり然るも爾來諸國の中多くは同盟も加入するを肯むせざるを以て同盟條約は自らその効力を失はざるべからずとハノーヴルの如きはその言ふ所之に止まらざり十二月に至りて更は五月二十六日の條約はその存立の理由を有せざるを以て既に廢止も歸したる者なりと宣言し普國は極力之を抗議して二國の條約違反の罪を裁判所も訴ふべしと稱し又日耳曼議會を招集しその憲法草案を檢して之を修正せしめむと欲したるもハノーヴル及び索遜の二國は普國の怒を觸るゝを顧みずして議會もその代議士を派遣せざる旨を宣言したり

(三)

索遜政府の爲す所は當たよ之も止まらざり是の時も當

リ一機略群を抜き才幹衆を挺でたるブリスト男ありて
索遜の外交を統べ而して彼れは元來革命旨義を喜ぶ者
又あらざるを以て往き又索遜の民主党を鎮壓するが為
め後を普國と求めりと虽ども亦敢へてその國を擧げ
て普國の附庸とあるを欲せず左りとして又自國を始め日耳
曼の諸小邦が齊しく填國と服従してその藩屏たるふとを
願はず是又於て彼れは此等の小邦を糾合して填普二國
の間又第三の日耳曼を組織し巧み又二國を操縦して諸
小邦の獨立を全くしその勢力を維持しその權利を確保
するの方策を按出し而してバグイエールの首相フォンデ
ル、プフォルテンも亦之とその見る所を同くし之又加ふる
又その露帝と親戚たるの故又由り日耳曼聯邦の間又
一大勢力を有したるウエルテベルグ王も亦夙と同一

の考案を有したるを以て索遜、バグイエール、及びウエル
テンベルグの三王はその意見全く相投合し遂又一八五〇
年二月二十七日を以て一八四九年五月二十九日の條約又
對抗すべき一の條約を三王の間又訂結したり
右の條約は訂盟國の君主が相俱く同盟を結びてその獨立
の權利を防衛し且つ日耳曼聯邦の為め又一の憲法草案
を提出すべきを定めたる者としてその草案又定むる所又
據る又聯邦又は統一の政府を置かず聯邦内の諸國は各已
又兵備を為し各已又その代表者を出だすの權利を有し聯
邦の政權は七名の議員より成れる行政會議又於て之を行
ひ而してその議員は兩ヘッスル相合して一名を選出しウ
エルテンベルグ、索遜、ハノーヴァル、バグイエール、普漏士、
奧地利より各一名を選出すべき者とす故又此の行政會

議は於ては普國は附從したる諸小邦は一もその代表者を
出だす事と能はずして独り二等國のみ帝は多數を制する
事とを得べし加之からずその立法権は三百名の議員より
成れる國民議會は於て之を保有し而してその議員は百
名は普國より出だし百名は墺國より出だし百名は自餘の
日耳曼諸邦より出だすべき者とす故に墺普外の諸國は墺
普二國が相及目して相容る事と能はざる又乘し時とし
ては墺を援け時としては普を党し以て兩者の死命を制す
る事とを得べき者とす

右の憲法草案は墺普二國の齊く喜ばざる所なりと雖
とも而もその草案の成れるの際に同盟國の就中之を
用ゐて打撃を加へむと欲したるは則ち普國は外ならず
現にウエルテンベルグ王は五月十五日の公開の演説に普

國は對して故ら暴慢なる言を為し以てその然るを表明
し普王フレデリック・ヴィルヘルムは之れが為めウエルテ
ンベルク王と俱るその外交上の關係を斷たむと欲するに
至り右の如くするを以て普相ラドウィツツの方案は容
易なるその実行を視るの望なく加ふるもその招集に係る憲
法改正議會を一八五〇年三月二十日エルフェールに開
會するに及びて普國の無勢力は既に垂上り隠れかく其
の議員を派遣したるは普國及び之に附從したる諸小邦
は止まり自餘日耳曼の大部は皆之を列することを拒み
たればその議決の毫も効力を生ずる事と能はざるや知
るべきなり

(四)

且つ普國政府はエルフェール議會は於て頗る不利なる

の地位は立てり普王フレデリック・ギーザームは百方手段を竭くして從來甚だ自國を冷淡かりし日耳曼の諸君主を誘ひ以てその歡心を獲むことを求めたりしが之れが爲め又は主として先づ革命主義を排斥するの證據を示さざるべからず且つ王は天性自由主義を敵視し加ふるは十字架党のその全力を竭くして非革命政策を引誘するあり頃者既して普國は於てはその一八四八年十二月五日の憲法の民主主義を涉れる條項を改定し遂に及動政策の事例を示したり故に王は心竊かみエルフェール議會は於てその提出せる日耳曼憲法の草案を修正を加へむことを希望したりと雖ども亦敢て之を口を發する能はず何とふればガゼルンをその首領と戴きて然始フランクフルン議會の說を固執したる國民黨はエルフェール議會に於て

強大の勢力を有したるを以て若し明き地を自由主義を排斥するときは該黨の援助を失ふると必然なればなり故に普王及びその相ラトウツは表面には該草案の可決を主張せりと雖ども裏面にはその反對党と計り就中該草案を以て君主政の旨義を及したりとして痛く之を攻撃せむべきマルクを唆して専らその可決を妨害せむことを試みたり而して普國政府が此の如き陋劣の手段を事としたるの結果は日耳曼は於て益々その信用を失ひエルフェール議會は一も修正を加ふることを以てその憲法草案を可決したれば普王は怒りて四月二十九日急遽議會を解散し次いで五月十五日柏林に於て日耳曼君主の會議を開きたるは普王の外之を列したるは最も弱小なる國の君主に止まり而して此等の君主は概ね普王の爲す所を危み敢

てその政策又與みするを欲せざりしは普王は遂に多數の協賛を得てその意の欲するが如く憲法の條項を改正する能はず已むを得ず將之を實施せむとするの状を示せりと雖ども日耳曼の重なる諸君主をして之を認めしむるの難きを慮かり終に之を實施するに至らずして止めり

奥國政府は制限的同盟の諸君主が頼るその勢力を失ふてその同盟の將又解体に至らむとするを察し之に向ふて一大打撃を加ふるの時正に到れりと思料し四月二十六日自ら議長とふりて日耳曼諸君主の會議をフランクフオーレルに開かむふとを提議したり然るに奥國は前日に二月二十七日の條約に同意を表するふとあらざりしも亦公然之に及對を唱ふるふらりしを以て怨を日耳曼の二等國に結ぶ

に至らず且つ二等國は齊しく普國に對して自國を防衛するが為め又援を奥國に仰ぐの必要あるを以て容易く奥國の提議に應じ五月十日を以て會議を開きたりしが此の會議たる要するは往昔の聯邦會議とその趣を同くせる者にして之を開くのは口實は將來の日耳曼憲法に關する奧普二國の協定尚ほ未だ成らざるを以て九月三十日設立し假政府の任期を延ばさむふとを協議するが為めありと言ふに在るに奧相スウエルゼンベルグは該會議に於て單に此の如き平允なる問題を討議するに止らずして併せて日耳曼聯邦の新組織に關する問題を討議すべきを告白せり

普國政府は奥國が意を決して自國の政策に反抗するを視て大に危懼の念を生じ五月三日フランクフオーレル會議の

開會に抗議を提出せし會議は普國の同意を待たずして之を開き普國委員の出席を待たずして將にその議事は着手せむとするの状あるを視て寧ろ之を委員を派遣してその議事を妨害するの勝れるを若かずと思料し乃ち委員をフランクフルトに派遣し且つその會議は決して日耳曼聯邦の爲り立憲議會たるの資格を有する者にあらずして未だ會議を開かざる時と既之を開ちたる後ちと論なく日耳曼憲法の制定に關する問題は依然として存在すべし旨を宣言したり然れども普國の此の宣言は是れその効力を有するものとふくして墺國の政策は著てその歩を進め六七月の交に至りて墺國の委員は聯邦の假政府に代ふる往昔の如く十七名の議員より成れる行政會議を以てするの說を提出し以て聯邦に於ける昔時の權力を回復せ

むや欲し普國の委員は言を竭して之を反對せしむ而も當時の形勢を據るよその反對は絶て重きを會議に有するものと能はざりき

(五)

之と同時に普國はその外交に於て至大の失敗を招き之にが爲め日耳曼に於て益々その威信を失墜したり其の事たる他あり普國は曩に兵を發して丁抹を攻撃するものと二回及び且つ同國に對して力めて日耳曼人の敵愾心を鼓舞したるがち遂に之を克つと能はずして退讓を爲すの已むを得ざるに至りたるものと是れなり

一八四九年七月十日の休戰條約はその後に至りて數回その期を延長しスレスウィツグに於ては再び戰を開くことありしに普國政府はその交戦を中止したる間頻りに

又陰謀を運らして同州の人民を煽動しその總督府の兵備を盛むる一面のあたり正道公義又及したる行為を事として之れが為め歐洲の列國の物議を招くる敢て之を顧みることやある一八五〇年一二月の交又その重なる關係國たる丁抹を始め露國其他より屢ば之を難詰してその及者を促かしたるも普國は唯だ種々の詭辯を構へ遁辭を設けて一時を瞞過し曾てその非行を悔むることなく而して諸國も亦當時は於ては餘他の事情の為め敢て普國を強制してその要求に従はしむるも能はざりき

蓋し奧國政府は良とよりスレスウイッヅ州又關する普國の政策を喜ばずと雖ども日耳曼又於ける國民的感情を傷けむことを恐れて敢て公然之を及對するを欲せず而して從來丁抹を援けたる英佛二國は一八四九年の末より露

奧二國と葛藤を生じて復たスレスウイッヅの事を慮かる暇あらず今その葛藤の因由を按ずるは是より先き露奧二國は土耳其政府又向ひ土領内又逃れたる洪加利及び波蘭土の亡命者の引渡を要求せしめ英佛二國は之れが為め土國の獨立を危くせむことを恐れ土國を援けてその要求を峻拒せしめ就中英國政府はバルメルストンの強硬政策に依り一時露奧二國との交を絶たむと欲するに至り十二月又は英國艦隊は海峡條約を犯かしてダルダネル又進入せしが結局露奧二國はその要求を撤回して辛うして歐洲の平和を維持するを得たり然れどもその後ち久しからず一八五〇年一二月の交はバルメルストンが希臘在前の英國臣民の為め又過大の要求を為したるに由り更は英露の間又一の紛議を生じ英國艦隊は直ちニコポリ港を

封鎖し而してラッセル内閣は一たび佛國の調停を承諾したるのみち更ふその言を食みて独り希臘に於てその勢力を専らせむとを計りしかば路易拿破烈公は痛く英國の不信を積はりて五月には倫敦駐劄の佛國大使を召還せむと欲するに至りたるもパルメルストンはその過を謝して佛國の調停の如く事局を結了せしむを以て英佛二國の交情は再び旧に復するを得たり是に於て普國の野心を抑制せむと欲する四大國の間には復た一の紛議の存する者なく相俱ふその力を戮せて丁抹問題を決定するを得べし故に四國は意を決して丁抹王の爲めその干渉を行むと欲し而して普國政府は時勢の已むに不利あるを視て遂に退讓を爲すの已むを得ざるに至れり

一八五〇年七月二日普王フレデリックギーオルムは自己

及び日耳曼聯邦の名を以て丁抹王と俱に媾和條約を訂結せしがその條約文中に言へるふとあり云く「普漏士王陛下は丁抹王陛下の統治に屬する諸國に共通すべき相續法の制定を可とすべし旨を宣言す丁抹王陛下は此の件に就きその提案を出だして列國の協議に附すべき者とす」と將た此の條約に據るは普軍はスレスウイツグの占領を撤し丁抹王の領土中日耳曼聯邦に屬すべき者とその然らざる者との經界は關係國に於て委員を選任して之を定めホルステイン及びスレスウイツグの總督府は速かにその兵備を撤す可く若し之を聴かざるときは丁抹王は日耳曼聯邦に援を請ふて之を征討し聯邦若しその援を與ふるを肯むざざるときは自國の獨力を以て之を征討するを得べき者とす

右の條約を訂結してより二日を経たるのち往き又スレス
ウイッヴグ及びホルステインに關する問題を協定するが為
め又英、墺、丁、佛、普、露、瑞、の全權委員を以て組成したる倫
敦會議は一の議定書を作りて丁、抹、王國の領土を完全ニ維
持するは歐洲全般の利益あるを掲げ丁、抹、王フレデリ
ック七世を促がして死後又至りて領土の分割するを防止
すべし相當の措置を施さざらぬ且つその視て列國の安寧
を維持するニ須要欠くべからずと做せる協約を定めてそ
の實行を保障すべしとあり普國政府は此の議定書に同意
を表するを拒めりや、此の議定書は之れが為め、毫
もその効力を減ずるべしとあらざりし他、亦普國も亦丁、抹
王國の領土を完全ニ維持すべしを約したるの故あり

(六)

普國は此の退讓の爲め、頓又日耳曼國民の望を失ひ隨ひ
てフランクフォールト議會に於て大なる勢力を墜とし、墺
國は之を又して全議會に於て日々その力を加へ而し
て自らその勢力の大なるを覺知すると同時、その為す所
益、大膽となり七月十九日又はその党派を使喚して、墺國の
委員を議長とせる十七名の行政會議を招集し之を聯邦
の行政権を委任するの議を提出せしめたる又普國政府は
之を抗議して七月三十一日その全權委員をフランクフォ
ールト議會より召還せりと、此のスウエーデンベルグは敢
て之を顧みるべしと、亦八月十四日十七名會議招集の令
を發し九月に至り同會議は先づ假設的名義を以て之
を開き而して、墺國政府は更ニフランクフォールト議會を
討てその夙と、亦日耳曼聯邦に施行せむと欲する憲法を討

議せしめむとを計れり

その勢ひ此の如し日耳曼聯邦内ニ於て別ニ一團體を構成せる彼の制限的同盟は何れもその存廢を決せむとするが彼れは尚ほその初心を變せずして國の内ニ更ニ一の國を建設せむと欲するが而して同盟外の諸國はその為す所を傍觀して之を制止するがやあらざるか普王フレデリック、ギーオルムはその意思然始變動して一ニ定まるべし能はざる者故ニ王は更ニその退讓多ク又過きたりその寵臣ラドウィツ等の言を容れて九月の終ニは墺國ニ對して公然抗争を開かむと欲し輸贏を兵力又訴ふるも亦敢て辭せざるの決心を示したり

是より先き普王フレデリック、ギーオルムは七月二日の條約ニ從ひてスレスウイグ及びホルスティンの占領を撤し

たるも肯て二州ニ迫りてその總督府を解散せしめざるのみならず更ニ之を使喚して丁抹又抗せしめ約ニ背きて陰ヲ之ニ兵器資金及び一の將官を興へたり是ニ於て總督府の兵は七月下旬進みて丁抹の軍を侵かし交戦ニ回よりてその撃破する所となりアルステインの界ニ退却せり丁抹王は約を守りてその兵の追撃手を止め日耳曼聯邦ニ向ふてその援兵を獲むとを要求せしめフランクフルトの十七名會議は普國政府と齋しく已み丁抹との媾和條約を批准したるを以て輒ち丁抹王の要求ニ應じて之ニ援兵を送るべきを議決したり然るニ普國政府は此の決議を非として十七名會議を以て不當のものニあらざる稱し已むかくは兵を發して聯邦軍の丁抹王を赴援するを遮り以てその會議の決議を實行せむとするを制止す

べしと聲言銳意して、戦闘の準備を為せり
之と同時に後來普國政府と相善からざるべツスの選舉候
はその専横の政を事としたるの故と由りて大ニ臣民の怨
を買ひその迫る所とありて國を捨て、奥國と奔りたる
奥國政府は迎へて大ニ之を優遇せり蓋し奥國は唯だ又侯
の非革命政策又同情を表したるのみならず從來十七名會
議又於て奥國と党する者は尚ほ八名又過さざるを以て侯
を懷撫して自國の党與とあし由りて以て會議の多數を制
せむと欲したるあり故を以て十七名會議は侯の請亦又
依り聯邦の兵を發して侯をその國都に護送し以てその位
を復すべしと決議したるに普國は亦此の決議を非としそ
の實行を妨ぐるが為め大兵を發してヘツス又進行せしめ
たり

(七)

事態此の如くあるを以て戦端の破裂は已に且夕と迫り歐
洲列國は齊しく視線を日耳曼に注ぎて復た他を顧み
んとおく加ふるに彼の制限的の同盟の主張者たるアドウイ
ツツは九月二十九日を以て普王の為め又擧げられてその
外務大臣に任し之れが為め一層世人の耳目を聳動せり
此に至りて奥國及びその奥國も亦手を拱して之を看過す
る能はず十月十二日ウエルテルベルグ王及びバガイエール
王は相携へて奥帝フラツァー、ジョゼフ又グレゲンズ又會見
しニ王は奥帝を尊びてその皇帝と稱し全力を竭くしてそ
の政策を援くべきを約し而してその後ち數日を経てブラ
ンクホルルの會議はそのホルステイン及びヘツス又
關する議決を實行するの令を發し聯邦軍は已に普軍の

為め又占領せらるるたつへツスの境内に進入しその前衛は
普軍と相距るふと數歩の所又達し兩軍の衝突は避け
むや欲して到底避くる能はざるの勢を示したり

然れども普王フレデリック、ギーホルムがその意思及覆帝
あくして大事は臨み狐疑決まるあや能はざるは夙又世人の
熟知する所、十月下旬その首相ブラントブルグが露國よ
り齎らせる報知は又王の心膽を寒く之をして再びそ
の戦志を翻へさめたり是の時又當りて露帝は歐洲列國
の間又無上の勢力を有しギーホルム親王及びブラント
ブルグをブルツグイーに招き同時又墺帝フランソアージ
セフ及びその相スワルゼンベルグも亦之を全市に招き而
して露帝はその會見の席に於て又普國を威嚇し已
むあくむばその兵を墺國の兵に合して制限的同盟を打破

するを辞せざるの決心あるを示したり此に至りて普王は
何か又その進退を決せむと欲するか王若し露國を敵と
して戦を開かむと欲せば宜しく他又強大なる同盟を得ざ
るべからず而して是より先き普王の同盟たらむと欲した
るは佛國共和大統領路易拿破烈翁あり然れども王は
敢て信を拿破烈翁に措くこと能はずしてその同盟の獲
る所は適くその失ふ所を償ふ足らざるを慮かりその協
商遂に成るに至らざるのみならず數月前より普佛の交
情は又冷淡を加へたるの状あり

右の如くあるを以て普王は再び退讓を為すの外あり而して
一の極端より他の極端に遷るはその天稟の特性あるを以
て王は俄然として退讓の意を決し十一月三日ラドウイ
ツツの官を罷めて制限的同盟を維持するの念を絶てり然

いどる悲劇は高反未だその終を告ぐるに至らず三日を過
ぎて首相ブランデンブルグは卒然病みて歿し温柔なる
マンツーフエルは代りて首相と任せられ而してその後背に
は強悍争を好めるラドウイツツありてその勢力を擅ま
し、ヘッスの普軍もその占領を撤すべからざるを令した
り然れども普王は日あらわして復た又その意思を翻へ加
ふるもその近臣の慎重を旨とする者懇ろふ王ふ説くよそ
の孤立して一の同盟を有せる所以を以てし、墺國の外更も露
國を敵として戦はざるべからざる所以を以てし、その軍備
未だ整はずして猝かゝ戦を開く能はざる所以を以てすれ
ば王は更も又退讓を決せりと雖も而し猶反陽は聲
容を張りて或はヘッスの占領を撤するを拒み、或は日耳曼
聯邦の憲法制定に關する會議をフランクフォールトに開く

おかりむふとを要求し十一月二十一日は普國議會を招
集して斷して讓歩を拒むべきを聲言せり然れどもその
外面の強硬は適くその内心の柔軟を暴露し而して之れ
が結果としてスワルゼンベルグは普國に最後從答書を
送り四十八時間を期してその諾否を決せむふとを迫りた
るも普王は近日に至るまで兵力を由りて墺國と日耳曼を
争はむふとを揚言せり、相らず頓ふ墺國も屈從して首
相マンツーフエルを墺領オルミュツツ市に送り卑辞厚禮
以てその過を謝し十一月二十九日全市に於て墺普の間
又一の條約を訂結したり

此の條約は日耳曼の愛國者が視て以てその國の一大汚
辱ありとおし長くその心は銘して忌む能はざる者あり
てその定むる所も據れば柏林政府は唯だも制限的の同盟を

解散せざるべからざるのみならず更におルステイン及び
びヘッス又於てフランクフォールの會議が議決したる所
を實行するの責を分担せざるべからず而してマンツーフエ
ールは普國の兵の聯邦軍又加入したるを以て是れを政府
の爲め又一個の成功ありと稱して歐洲列國を瞞着せむ
と試みたるレスワルゼンベルクは十二月七日の公文又於
てオルミュッツの條約が普國の屈辱外ならざる所以を
言明したれば普國は内外に對して大なる威信を失墜し
墮國をしてその主張を容れしむるを得たるは纒か又日耳
曼聯邦の憲法制定に關する會議をフランクフォールに開か
ずしてドレスドに開くを決したるの一事又過さず願ふは
普國は此の會議に於て果してその屈辱を償ふに足る
べき措置を爲すことを得るや否や

(八)

一八五〇年十二月より一八五一年一月に滿り普國の兵は
怨を吞みて聯邦軍を援け以てヘッス選挙侯の位を復し且
つホルステイン州の總督府に迫りてその兵備を撤せしめ
むとするの間は日耳曼諸邦の全權委員は索遜の首都ド
レスドに會合し墮相スワルゼンベルグを議長として日耳
曼の憲法制定に關する審議を開けり(十二月二十三日)是の
時に至るまで墮國の政策は成功に次ぐに成功を以て殆ど
その勢力隆々として旭日の冲天するが如くありしドレ
スド會議に於ては福運漸くその手を離れむとするの趣を
呈し従来墮國を援けて柏林政府に反抗したる聯邦中の二
等國は固よりその独立を捨てて墮國の野心を充たすを欲
せずウエルテンベルグ王及びその同盟の諸君主は嘗て一

八五〇年二月二十七日の條約規定せり旨趣は本きて聯邦の憲法を制定せむとをとしたる又墺普の二國相俱よその提議を排斥して遂に之れが成立を見るに至らざりしと雖ども之を次びてスワルデンベルグあり提出したる法案も亦普國を始め日耳曼の大部より激烈なる反對を受けずして齊しくその成立を見ること能はざりし

蓋し普國は當時に至りては復た聯邦に於て最上の地位を獲むことを要求するを敢てせずと雖ども寡くとも墺國と俱よその盟主權を分たむことを望みたる又墺國は獨り聯邦の統治權を專らふせむと欲し墺相スウエルゼンベルグは將來フランフォーレルの行政會議はその議負の数を九名と定め聯邦中單に墺普、バグイエール、ウエルゼンベルグ、索遜、ハノーヴル、及び西ヘッスの八國より之を選出

せむことを主張せり詳言すれば墺國及び普國より各二名を選出しバグイエール、ウエルゼンベルグ、索遜、及びハノーヴルより各一名を選出し西ヘッスは相合して一名を選出せむとを主張せり故に墺國の提議は依るときは後來普國の援與たりし諸小邦は一に聯邦共同の事務に與ること能はず墺國は四王國及びヘッスの二大公國と結託し且つその行政會議に於ては昔日の如く自ら議長の席を占め加ふる又聯邦議會をして新たに自國に便する採決法を設けしめ以て常々その多數を制することを得べしものとす故に墺國は力めて聯邦政府の權力を強大ならしめむと欲し之をして外交軍事を統べしめ及び日耳曼内及び於ける革命黨を勦討して以てその安寧秩序を維持するの全權を得しめむとを要求し且つその嘗て宣言せし

所は本よりその領土の全部を擧げて聯邦に加入せむことを主張せり

普國はカールスツツの條約以來力めて自ら抑損し敢て正面より奧國の提議を攻撃せざるのみならずその大體不於ては之を賛成し唯だその細目も就きて少く修正を加ふるの説を出だせり然れども是れその外觀を粧ふの術も過ぎずして裏面も於ては百方諸小邦を使喚して奧國の提案も及對せしめ且つ將來の日耳曼憲法はその聯邦に加入し多る諸國の一致の承諾を経るもあらずむは之を制定するを得べからずと主張せり蓋し普國はその一致の承諾を得るの到底善くすべからざることを察し改らむ此の如き説を發してその議決を妨害せむと欲したるなり右の如くあるを以てドレズド會議はその討議四個月の

久しきも亘りて一も決まる所なくスワルゼンベルグは遂にその忍耐力を失ひて憤懣措くことを能はず切りに普國の信あるを咎責せりと雖ども亦之を奈何ともするも能はずその極普國は人皆曠日彌久も倦みて速かに會議の局を結ばむことを希望するの時を俟ちて昔日の十七名會議を復立しその職權その運用都て將來の日耳曼聯邦構成法も定めたる所も後ひ一切変更を加ふるを要せずとの説を提出したり憶ふも今より二年前も於ては何人と雖も必ず此の如き提議の普王より出つべきを豫想せりしふるべく奧國と普國とは今も全くその地位顛倒し奧國は力めて聯邦の結合を固くせむや欲し普國は力めて之を妨げむと欲す蓋し此の二國は俱もその旨義素論の如何も拘泥する者もあらず唯だその各々思欲する所は自ら

日耳曼の統治權を專有するに在り而して自ら之を專有する能はずは他が之を專有するを妨くるのみ
將た日耳曼以外に領土を擧げて聯邦に加入すべしとの
國の主張に就きては普國は嘗てフランクフルト會議をしてその實スラーヴ領に屬したる東部の諸州を日耳曼領に編入するを認許せしめたる事とあるを以て敢て之に異議を唱へずと雖ども、奧國の此の措置は明かに一八五一年の條約に違反せる者なるが故に歐洲列國は必ず之を不問に附せざるべしとを慮り且つ竊に列國に説きて奧國の提議に反對を唱へむとを怙息せり果せるに露國は奧國が日耳曼に於てその權力を專らするを喜ばず更に轉じて普國を援けむと欲し英佛二國と俱に大にスワルゼンベルグの提案に反對し就中佛國政府は奧國の日耳

曼を統治するは危害を自國に及ぼす所以ありとて奧國政府に向ひて數回の抗議を提出したるのち更に一八五一年三月五日を以て一通の檄文を作り之を一八五一年の條約に調印せる諸國に送付したり此の檄文に於て佛國外務大臣ブレニエーは先づ日耳曼の聯邦組織は維納會議の最終決定書に由りて保障せられたる協定の一部に屬するを以て此の協定に與りたる八個國の承諾を得るにあらざるは變革を加ふべからざるを論じスワゼンベルグの提案の如き重大なる變革は決して八個國の承諾すべき者にあらずとて歐洲の均勢は列國相俱にその全力を竭くして之を維持せざるべからざるを以て一國が日耳曼に關係する問題に就きて奧國と葛藤を生ずるに際し奧國は日耳曼聯邦の全力を擧げて之と争ふとは必

すや歐洲の均勢は危害を及ぼさざるべからずとあり是の時より方りて日耳曼は聯邦の名ありて聯邦の實ありて獨りその統治權を専らにして日耳曼はその獨立を失ひ歐洲はその安全を失ふべしと為せり次いで一八五一年三月の交は英露二國ありスワルデンベルグの提案を對して提出したる抗議も亦その痛切あるを佛國政府の抗議も譲らず結局スワルデンベルグは今に於て之を争ふの益なきを悟り普國の希望を従ふて單に昔日の十七名會議を復立するを議決したるのち五月十五日ドレスド會議の閉會を告げり故に日耳曼はその革命の騷亂三年の久しきと亘れるのち再び維也納會議の定めたる旧態を復し寡くともその外觀に於ては一は進歩の足跡を留るべしとあらざりしあり

(九)

右の如くあるを以て勢力あり活氣あり昔日の行政會議は再びフランスフォールに設置せられ一八五一年五月三十日國の全權委員ツン、ホー、ヘンステインを議長としてその會議を開き七月に至り普國は他日談會議を破壊しハブスブルグ家を日耳曼聯邦より排斥すべき新進の一派治家ビスマルクを委員として之を派遣したりしが當時ビスマルクは未だ國に對して甚しく敵意を挾むに至らず而してスワルデンベルグも亦未だその人とありを詳かにせずして敢て深く之を怖るべしとあらざりし故にスワルデンベルグはそのドレスドに於て獲る能はざりし所をフランスフォールに於て獲むと欲し十七名の行政會議及び聯邦會議に於て徐ろその政策を實行せむとを期し

埃領の全部を擧げて日耳曼聯邦加入するの說の如く
之亦敢て之を斷念せしめざるが然れども諸大國の
抗議日々劇甚を加ふるを以て彼れは一時その主張を撤
回して退讓を為すの已むを得ざるに至れり是より先き露
帝はヴルツグラーフ又於て普王の訪問を受けその埃國又
對する主張を助くべきを約したりしが七月ホルニエツツ
又到りて埃帝フランツァー・ジョゼフ又會見し告ぐる又
スワルゼンベルグの政策のその當を得ざるを以て且つそ
の嘗て埃國の爲め盡くしたる所を擧げて之を待つこと
灰ふその屬邦を待つが如く他方又於ては英佛の二國亦累
り又抗議を提出して頗る不穩の態度を示し加ふる又普國
は九月二十日を以てその東部の諸州を日耳曼聯邦に編
入するの意あるを宣言して埃國の提案又最後の打

撃を與へたり是に至りて埃國の領土中洪加利の如きロン
バルデーベニシの如きは復た之を日耳曼聯邦に編入す
るの辭柄あるに至りスワルゼンベルグの政策は遂に全く
失敗又歸せり

夫れ此の如くスワルゼンベルグは埃領の全土を擧げて日
耳曼聯邦に編入するの提案に於て失敗せりと強どるその
能く革命旨義を排撃して埃國內は勿論日耳曼及び意
太利に於て殆むど全くその痕跡を留めざるに至れるを視
て亦自ら慰むるを得たり是より先き維納、ペスト、ヴェー
ニツァ等の諸市に於て埃帝の権力再び旧時の盛に復しフラ
ンクフォールトに於て行政會議の復立したるが爲めスワ
ルゼンベルグはその全力を傾注して民主旨義の勸討に
後事するを得るに至り再び神聖同盟の旨義を復興し

て八月二十日墺帝をして内閣責任の制を廢し及び一八四九年の憲法を中止するの勅令を發せしめ之と同時に往き又難を避けて外國に逃北而してその亡命地より遙かにスワルゼンベルグの政策を輔佐したる老メテルニツヒは再び維也納に歸來したればスワルゼンベルグは喜びて之を迎へるの後ち數日を経て八月二十三日に至りフランスの行政會議をして嘗て日耳曼議會の議決に係り日耳曼の諸政府概之を採納したる根本の權利の保護律を廢せしめ更に聯邦内の諸國に迫り該律をその國內に施行するを禁し就中一八四八年の革命に際し諸國に於て制定したる憲法を破壊せむとを力めたる日耳曼に於ては未だ十分なる目的を達する處と能はざりしも意太利に於てはその成功極めて顯著にして法王は佛國

政府の懇切なる勸告に係らずその臣民の爲めと殆ど有名無實なる行政の改革を行へるのみトスカリア大公及びナール王は墺帝と均しくその國內に於て憲法の實施を中止したり然れども独りサルデーニエ王のみは毅然として及動の潮流に抵抗し父王シヤル、サルベールの制定せる憲法を遵守して變ずる處とあらざりき

(十)

スワルゼンベルグの非革命政策は一八五一年十二月二日佛國に於て路易拿破烈翁が「グレート・データ」を行ひ以てその共和政に代ふる又專斷的政治を以てするに至りしより頓にその勢を加ふるを得たり抑も佛國に於てこの事變を生したるの原因は吾人の恰く知悉せる所にして必ずしも本書に於て之を詳説するの要あり唯だ路易拿破烈翁

は當時議會の多數を占めたる王黨又攻撃せられ平素その
權力を収めむとを力めたる旧教徒又助けられその一在
拿破烈翁の姪なりと言ふの名聲を利用しその保有する政
權を以て専ら陰謀の用又供し遂にその誓を破りて一八
四八年の憲法を蹂躪し佛國民を威嚇して独裁の權力
をその身又委任せしめたりと言ふを以て是れりとあせり
既にして一八五二年一月十四日を以て發布したる新憲法
は路易拿破烈翁の意又成れる者ありて猶ほ能く普通選
擧の制を維持し有名無実の立法議會を存留したるは係
らず拿破烈翁は合法的又その伯父の行使したる如き專
断の權力を握有し唯だその欠くる所は皇帝の尊號又過
さず而して歐洲列國に於ては人皆彼れが久しかりし
帝號を稱するの意あるを疑はざりし

九その「クレタ」其の物は固より列國の君主を喜ばしむる
又是らすとせず然れども之を行へる者のその人又あらざ
しが為め未だ以て諸君主の信用を博するふと能はざりし
蓋し拿破烈翁は始に民主黨とあり次而て社會黨とあり後
ち又更に勃那巴爾篤の名を冒せる者ありて勃那巴爾篤の
名は歐洲旧國の諸君主が視て以て冒險を事とし、戦争を
好み征略を欲するの異名ありとあり常々恐怖を絶たざる
所の者あり故に路易拿破烈翁の「クレタ」その効を奏
するや列國の君主は皆彼れが争を隣國に挑みて萊因及
びアルプの疆界を侵し以てその専横に對する内國の
不平を除かむと欲するにあらざるかを疑ひて日夜その心
を安むるふと能はず而して彼等の憂懼も亦全くその
據る所なきにあらざりて拿破烈翁はその「クレタ」を

行へるのち白耳義を佛國と合併するの令を發せむと欲し諸大臣の諫固く之を諫争せる由りて一旦その志を翻せりと雖ども彼れは一八五二年の始めに至り白耳義瑞西ピエモン^の三國と對して暴慢ある態度をふる列國は皆彼を以て戰を此の三國と挑む者ふりとふせり嘗て一八五〇年と路易拿破烈公の言に應じて佛國と同盟を結ぶとを拒みたる普王フレデリック、ギーカームは今や歐洲列國が拿破烈公に對して憂懼の念を抱けるを視て帝は日耳曼人の疾視する佛國を敵として十字軍を起す故そのカシミエツツの退讓を由りて失へる所の聲望を回復する所以あるを思ひ英露の二國を誘ひて自國と俱と同盟を結ぶむとを計れり而してその同盟の第一の結果は佛國との戦争にしてその戦争は主として普國の利益

とあるべきをのみあり然れども英露の二國は俱と普王の提議を斥けて之に應ずるもやあらざりき蓋し露帝は固より路易拿破烈翁に好意を表する者もあらざり帝は必要の場合は拿破烈翁に及抗して白耳義を保護するの決心を有し且つ拿破烈翁が嘗てその東方に於ける政策は妨害を加へたるを啣み他日復た之を妨害を加ふべきを思はざるもあらずと雖ども當時ふ在りては拿破烈翁も亦その及動政策を助くるも有用ありとふし佛國は於て共和政を撲滅したる人物は寡くとも外面に於て脚の尊敬を加ふるの價値あるもあらずやふし敢て妄りふ之と罅隙を開くを欲せず若し夫れ英國に至りてはその事情大なる異ありと雖ども亦均しく佛國と争を構ふるを欲せず是より先り佛國は於て十二月二日の「クレタター」の變あるや英國の

ト
啓
省

民衆は之を聞きて一大恐慌を起し拿破烈翁一占の當時
を回想して佛軍のその國を來侵するは必ず近きと在るへ
しとあし飛語流言國內を治くして或は佛國の艦隊既と
グロローニユ海に出現せりと稱し或は佛軍既と英國の沿
岸に上陸せりと唱へ紛紛としてその真假を辨するに由あ
く佛國に對する英國民の敵愾心は勃然として一時又興起
したり然れども是れ唯だ下流人民の狂熱と過さずして内
閣の諸大臣は之れが為め敢てその心を動つすこととなく就
中パルメルストンは拿破烈翁の「クト、デター」を以て自國
を利する所以ありとして大に之を喜へり蓋しパルメルス
トンは一方にはその相善からざりしオルレアン家が再び
佛國の王位に上らむことを恐れ而して他方にはその路易
拿破烈翁と個人的交情あるの故に由りて多少之を自己の

勢力を及ぼすことを得べしと信し之と俱に同盟を結んで
露墮二國に當らむことを望みたるなり今夫れ拿破烈翁
は誓ひ背き暴力を用ゐてその國の議院制度を破壊し
たる者なり而してパルメルストンは數年來歐洲列國の間
に自由の擁護者を以て自ら居り意太利殊又ツトシ、ル
に於ては力を極めてその及勳政策に抗議し倫敦に於て決
加利カ愛國者エストの爲め、盛大なる示威運動會を催
ふすことを勧誘したる者なり然れども事苟も外交に涉
るときは彼等は其の先師カンニングと齊しく絶してそ
の旨義持論に拘泥する者あらず故に彼れはその屬する
内閣の承認を得るを待たず又その言の前後矛盾するを
顧みずして大に拿破烈翁の措置を稱賛したり
抑もパルメルストンが此の如くしてその同僚及び女王又

對する禮を欠きしと唯だ又一再あらざる而して女王はそ
の夫アルベルト公の勸告を申りて屢ば之を嚴責を加へた
るも曾てその反省を促さず至らざる今復た此の如き不
遜の舉動を事とするのみならず十二月十六日彼れハ遂にそ
の職を罷められて内閣を去れり然れども之を黜けたる
首相ラツセルも亦佛國政府に對して敵意を挾むと云く
一八五二年一月衆議院に於て佛國政府の他意ありと証
言し次めて二月十六日ラツセル内閣休れて保守党之又
代りデルビ卿之れが首相に任じたまふ新内閣の外務大臣
は平生路易拿破烈翁と親交あるマルメスブリー卿とし
てその佛國に好意を表するは敢て前内閣に譲ること
あらざりしを
若し夫れ墺國に至りては其の「カト、デク、ト」を喜ぶると諸

大國中之れが右に出づる者あり彼れは後末之れその鎮壓
も痛く力を勞したる革命思想が今後更にも拿破烈翁三女
の爲め又排撃せらるべき意大和及び日耳曼に於て自國の政
策の勝利を獲ると必然疑を容れざるを信し特はその首
相スワルゼンベルグは拿破烈翁を以てその及動政策を
行ふに須要欠く可らざる人物ありと云ふその普王との交
情甚だ冷かふるを視て就中大に之に好意を表し深く之を
相結托せむと欲するの意あるを云へたり

墺國政府は佛國の方面に於て一も憂ふ可き者あらざるを
視て更にも一倍の熱心と一倍の大膽とを以て革命主義の排
撃手を事とし一八五一年十二月三十一日又は明の一月八四
九年三月四日の憲法の廢止を宣言したり是より以降墺國
の政治は然然たる官吏專制となり而してその專制は往

昔の如く市邑の特權、貴族の權利等の之を緩和ならしむる者あるべからず蓋しスルゼンベルグが革命よりて學ひ得たる所は唯だ一の平等主義よりて而してその所謂平等は則ち桎梏の平等は外ならず既にして日耳曼諸邦は亦皆墺國の例に倣ふて或は全く憲法を廢止し或は著しくその應用を限縮して殆むど一八四八年前の旧態より復し意大利より於てレピエモンを除くの外は亦皆墺國の聲援よりて及動政策を事としその勢ひ殆むどその底止する所を知らず諸君主は皆その意の欲する所より後て政令を專らふるもの正當あるを揚言して憚るべからず之より加ふるも墺國は露國と力を戮せて丁抹王に至るまでその非革命政策を誘はむことを計れり蓋しスルゼンベルグは當時ふ在りては既にスレスウイッグ州が普國の

為めより併吞せらるゝの患あるを視て自ら普國より代りて日耳曼國民の權心を収めむと欲しスレスウイッグ州は日耳曼聯邦の一部たるホルステイン州と連結して之と相離るべからざる者たることを主張し而して丁抹王がスレスウイッグ州をその政治上の關係を絶つことを肯むせざるや更なる王に迫るもその領國內に於ては都て全一の憲法を布く心を以てしたり願ふもスルゼンベルグの意は之を忤度するものと極めて易し以為へらくホルステイン及びスレスウイッグの二州に於ては日耳曼の行政會議に於て定めたる極端なる保守主義の憲法はあらざるは之を行ふと能はず故に亦丁抹王國を通じて同一の憲法を行はざる可らず此の如くして能く丁抹王を非革命政策に賛同せしむるなりと丁抹王は以上の諸件に就きてその

譲歩を拒むと能はず、墺丁の使臣相俣も維也納に會して、数月の間、反覆協議を竭くしたるのち、一八五二年一月二十八日、丁抹王は遂にスワルゼンベルグの要求を循據したる宣言を公表したり、而して王は此の譲歩の爲め大にその臣民の非難を招けりと、虽ども之れあくむば、王は蓋し露墺二國をしてその相續權を漸する最終の裁定を承諾せしむるよしと能はざりしあり。

(五)

之と同時にスワルゼンベルグは一時の失敗の爲め、毫もその意氣を沮喪するよしと欲し、墺帝國の全部を擧げて、正門より日耳曼聯邦に入るよしと能はざるを視て、その後門あり之れより入らむと欲し、商務大臣ブルツクの有力ある輔佐を得て、墺帝國と意大利の諸國を連ねて日耳

曼の關稅同盟に加入せむよしとを計れり、彼れが始めて此の計畫を爲したるは、既に一八五〇年一月の頃、在り當時普國は言を左右に托してその要求を應ずるよしとを肯せざりし、スワルゼンベルグは之れが爲め、曾てその志を屈するよしと欲し、時機を視て、みずその目的を達せんことを期せり、而して前記の如く、当時日耳曼の二等國は概ね普國を離れて心を墺國に傾けたるを以て、一八五一年の末に相俣も墺國の要求を助けて、普國に迫り以てスワルゼンベルグの企圖したる關稅同盟を成就せしめむと欲するの色あり、是より於て普國は大に之を憂慮し、亦之を備ふるの計を講ずるよしとを急らざる蓋し、従来の關稅同盟は一八四一年より十二年の期限を以て訂結せし者より、一八五一年の末に至れば、訂盟國に於て

任意にその同盟條約を廢棄する事とを得るが故に前
記の二等國は於て奥國を同盟に加ふるを以てその再訂
の必要條件^{コンディション}を為すの恐れありとせず而して假りみそ
の二等國の列は在る兩ハツルとして同盟を退く事とあら
むれば普漏士王國を組成せる二大幹部は商業上又於て
是亦猶ほ地理上は於けるが如く二個又中斷せられハ
ーゲルを經由するにあらずむばその間の交通をさす
ふと能はず然るハハーゲルはその四隣の諸小邦と俱
み始めありハッルガエレイン同盟は加入するを肯むせず別
よ「スワーエルガエレイン」と稱する獨立の關稅同盟を
組成せるを以て普國は百方手段を竭くハハーゲルの
權心を収めむと欲し巨多の利益を讓與して之を誘ひ
一八五一年九月七日遂に之を一の條約を訂結し「スワ

エルガエレイン同盟は「ハッルガエレイン同盟の再訂
際して之を合併すべき事を宣言せしめたり是れ實に
スワルゼンベルグの政策に至痛の打撃を加へたる
者にして是より後には奥國は心を傾けたる諸政府
み於て假令い何かある措置は出づるふとあるに普國之
れが為めは其もその利益を毀損せらるゝの患あり
ハハッル

奥政府は猶ほその主張を固執して變まる事となく既ハ
ハッルガエレイン同盟は加はる事を許容した
る以上は独り奥國の之を加はる事を拒絶するの理由な
しと稱し一八五二年一月日耳曼諸國の使臣その首都維
也納に招集して會議を開きその協議四個月又亘れるの
ち終に三種の條約案を草定せしがその中の二種は奥

國をして日耳曼の關稅同盟に加入せしむるの件を規定し而してその第三種は右の二種の條約安否が普國の爲め拒否せられたる際又奧國及びその同盟の諸國と俱し別又一種の「アルゲレイ」同盟を組織すべきを規定したる者あり勿論普國政府は始めより此の會議を列するふとを拒み且つ既又一八五一年の末に斷して「アルゲレイ」同盟を解散し更又日耳曼諸邦に向ひ一八五二年四月を期してその全權委員を伯林に派遣し以て同盟の再訂を協議すべしとを通牒せし又奧國の心を寄せたる二等國は同盟の再訂を議するに先ちスワルゼンベルグの提案を就きて奧普二國の間を協商を遂ぐるの必要あるを論じ普國は固く執りて先づ同盟の再訂を議決せしむることを主張し而して索還、

バグイエール等の如き奧國に覺する諸國の宰相等は密かにバンベルグ及びヴルムスタッドに會合して極力奧國の提案を助くべきを約したり
關稅同盟の件は右の如き形勢を呈し奧國政府は未だ全くその目的を達せりと言ふこと能はざりし亦必ずしもその成功の望ありあらず然るに此の際奧國の政策は至大の影響を及ぼすべし一變事の突如として發したるありその事たる他はあらずスワルゼンベルグ公がその老齡の故に由り一八五二年四月五日俄然として死去したるふと是れを蓋し近年ハブスブルグ家を以て頓又大なる事望を回復するを得せしめたるは専ら公の力に由れる者なり奧國は爾來復た公の如く剛膽にして又且つ幸運ある宰相を有するふと

能はゞ公死してのち塙國は漸く衰退の運に向へり然れどもその死後数月の間は公の餘威未だ衰へずして塙國は猶ほ雄を列國に稱し多年結びて解けざりし丁抹の相續問題の如き亦その死後久しからずして能く塙國の希望と利益とを本きて之を決定するを得たり

(十三)

一八五〇年七月四日の議定書に於て丁抹王國の領土を完全と維持すべきを定めたるのち更だ決すべし問題は何人か果してフレデリック七世の後を承けてその領土の全部を相續すべしかと言ふに在り此の件に就きてフレデリック七世は北歐の均勢を維持せむとを願ひ王せる諸強國の後を得てその親族と俱に談判を開

きヘッスの公族はその最近の親族ありと云ふと女系又屬して男統相續法に由れるホルステイン州を領有する事と能はざるを以てその相續の權利を拋棄し露帝は丁抹王と親族の關係ありと云ふと一八五一年六月の條約に由りてその相續の權利を拋棄し且つオルデンブルグの公族を説きて齊しくその相續の權利を拋棄せしめたりこの故に由りて痛くフレデリック七世の忌む所となり又覆交渉を重ねて與ふる巨額の金を以てし之をして亦悉くその主張を拋棄せしめ結局丁抹王はその後兄弟たるグリユクスブルグのクリスチヤン公を以てその相續人と定め列國も亦皆之を承認し一八五二年五月八日丁抹の全權委員と塙、佛、英、普

露及び瑞典の全権委員との間ニ調印せる倫敦條約
由りて正式ニ公が相統の權利を確し歐洲列國は辛
うしてその多年の憂慮を除くことを得たりと
その憂慮を除くことを得たりと云どもその安心は
不幸にして数年の間を過ぐることを能はずり
倫敦條約は一八四八年の始め起りたる革命的及
び外交的危變の局を結へり列國の間ニ幾多の猛烈
ある抗爭を醸し幾多の恐るべき葛藤を生ずること
四年の久しきと彌ゆるの後ち歐洲の風雲全く収まり
その平和は永久ニ確保せられたるもの如し然れど
此の如くして辛うして回復したる列國の均勢は
是れ唯だその外觀を塗抹したるものニ過ぎざる歐洲
は一見その政治上ニ於て一八四八年二月二十日前の旧態

ニ復したるが如しと云ども猶ほその中ニ革命の憂亂
を誘起すべし三個の萌芽を存し而してその萌芽は
早晚必ず恐るべき發達を遂げざるべからず即ち
第一ニ日耳曼國民は既ニその力を實際ニ試みて
その能く統一の業を攀ぐるに足るべきを知り普國も
亦既ニ自己の勢力を覺知しその王フレデリック、ギー
ホルム及びその宰相ラドウィツツの統治を免るべきを
て日耳曼の主宰たらむと欲し第二ニ意大利國民
は銳意してその失敗の耻を雪かむと欲しそのピエモン
テは猶ほ日耳曼の普國あるがごとく而してピエモン
テのカザール伯を獲たるは亦猶ほ普國のビスコンリを
獲たるがごとし最後の佛國は空疎にして而も極めて
功名心ニ富み一意ニその内地ニ隱伏せる革命党の

気敵を外不洩さむと欲する専制者の治下は在り
てその歐洲の均勢は危殆を与ふるの大なるは固より
共和政若くはルイー、フイリップの議院的君主政
の時の比もあらず彼れ路易勃奈巴爾馬は今や
帝號を稱し合掌破烈翁三世たりむと欲し之れ
が為め戦を外國に開くの要あり且つ歐洲の平和を
攪亂し列國の均勢を破壊するは合掌破烈翁大
帝の甥たる彼れの最も喜ぶ所、而して自國が之
由り果して得る所ありや否やは彼れの始めあり
意を介する所ありあらず

合掌破烈翁三世の即位は、ルイー、フイリップの死後、フランスの王位に即位せられたるが、その時、フランスの均勢は危殆を與ふるの大なるは固より共和政若くはルイー、フイリップの議院的君主政の時の比もあらず彼れ路易勃奈巴爾馬は今や帝號を稱し合掌破烈翁三世たりむと欲し之れが為め戦を外國に開くの要あり且つ歐洲の平和を攪亂し列國の均勢を破壊するは合掌破烈翁大帝の甥たる彼れの最も喜ぶ所、而して自國が之由り果して得る所ありや否やは彼れの始めあり意を介する所ありあらず

ト
勢
首

